

環境政策課

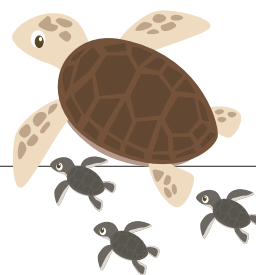
☎ 環境衛生係(161)

ご注意ください！ ウミガメの産卵時期です

大崎町の海岸では、

5月中旬から8月中旬にかけてアカウミガメの産卵する姿
7月下旬から9月中旬までふ化した子ガメが海に向かう姿 が見られます。

ウミガメは、上陸から産卵までの間、非常に警戒心が強く、光や人の気配を感じると卵を産まずに海に戻ることがあります。また、人の利用が増えて砂が踏み固められると、卵がふ化できず、ふ化した子ガメが砂の中から出られなくなりますので、下記の点に注意してください。



- ☑ 上陸中や穴掘り中、産卵中のカメにむやみに近づいたり、光をあてたりしないようにしましょう。
- ☑ 暗くなったら浜では騒がないようにしましょう。
- ☑ ごみは、持ち帰りましょう。
- ☑ 砂浜への車の乗り入れはやめ、波打ち際をむやみに歩き回らないようにしましょう。
- ☑ 海岸でライトやマッチをむやみにつけたりせず、タバコも吸わないようにしましょう。

※鹿児島県では、ウミガメを守るために『鹿児島県ウミガメ保護条例』を制定し、県内全域の海岸で許可なくウミガメを捕獲したり、卵を採取したりすることを禁止しています。(罰則もあります)
 本町では、2名のウミガメ保護監視員の方にご協力をいただき保護にあたっています。

保健福祉課

☎ 介護福祉係(143)

介護保険負担限度額認定証の更新時期です

現在、介護保険負担限度額認定証を利用している方は、有効期間が7月31日までです。

引き続き施設サービスを利用される方は、改めて申請が必要になりますので、お忘れなく申請してください。

【介護保険負担限度額認定制度とは】

介護保険施設に入所中(ショートステイ含む)の方の食費・居住費について、ご本人の自己負担が原則となっていますが、食費・居住費が過重な負担にならないように所得に応じた低額の負担限度額を設ける制度です。

(例) 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

【入所施設での食事代】 基準額：1,445円/日→

介護保険負担限度額認定適用：650円/日

【提出書類】 ・介護保険負担限度額認定申請書

・本人および配偶者が所有する全ての預貯金等の通帳の写し

【提出先】 保健福祉課介護福祉係および野方支所

